第36号

発行所 徳島県農業会議 徳島市かちどき橋

徳島県林業センター4F

発行人 隔山普宣

六五四三

女遊徳全平寺 性休島国成井

農農県農28会



寺井会長年頭ご挨拶

たり、謹んで新春のご挨拶を申 ざいます。平成28年の年頭にあ 新年明けましておめでとうご

また、日頃から農業会議の業

理解とご支援をいただいており 農産物で価格の下落が懸念され 交渉の大筋合意により、 棄地の増加、さらには、 農業者の高齢化の進展、 ましては、 ますことに、 務推進につきまして、格別のご さて、農業・農村現場におき 多くの課題を抱えてお 農業就業人口の減少、 心から感謝を申し 多くの 耕作放 T P P

るとともに、同プランの基本方 今後講ずべき施策を示しており 農業・農村基本計画」を策定し、 向を踏まえた、新たな「食料・ 漁村」の確立に向けた展開を図 産業」と「美しく活力ある農山 ラン」に基づき、「強い農林水 農林水産業・地域の活力創造プ こうした中、 政府は 改訂

1日に施行されます。 月4日に公布され、 度・組織の見直しを実施する ようにするため、農業委員会制 用の最適化をより良く果たせる 改正農業委員会法」が昨年9 また、農業委員会が、農地利 今年の4月

農地利用の最適化を推進する農 委員とは別に、各地域において 町村長の任命制に変更、 員の選出方法が、公選制から市 業務として位置づけ、 化の推進」が農業委員会の義務 地利用最適化推進委員を新設、 ては、①「農地等の利用の最適 制度改正の主な内容としまし 村議会の同意を要件とする市 ②農業委

> ております。 ク機構として指定、などとなっ 行し、県が農業委員会ネットワー ④農業会議は一般社団法人に移

組んできたところであります。 ましい農業構造の実現」に取り を守り、 い手への農地の集積、耕作放棄 いて農政を担う組織として、 地の解消等を強力に進め、 て、また、農業・農村現場にお て、「農業の持続的発展」と「望 これまで、農業委員会系統組 地域の農業者の代表とし 地域農業の担い手を育 政府が目標として掲 農地

んでまいります。 を農地中間管理機構をはじめ関 企業等の農業参入の促進など 地の発生防止・解消、 利用の集積・集約化、 の5割から8割に拡大する」を 係機関と連携し、 達成するため、担い手への農地 利用する農地面積の割合を現状 「農地等の利用の最適化の推進」 全力で取り組 新規就農、 耕作放棄

ご指導・ご助言を賜りますよう、 力、そして、大所・高所からの 各位には、 らお祈り申し上げ、 皆様方のご健勝とご多幸を心か お願い申し上げますとともに、 力強いご支援・ジ 新年のご挨

晴れの受賞お慶び

拶といたします。

員さんに知事感謝状が授与され 三郎さんをはじめる人の農業委 ました。知事感謝状を授与され あった美馬市農業委員の武田大 庁で執り行われ、 いいたします。 から徳島県の農業振興に功績の 状贈呈式」が12月21日、徳島県 本県農業の振興にご尽力をお願 し上げますとともに、 に皆様には、心からお慶びを申 「農業委員に対する知事感謝 飯泉嘉門知事 今後とも

げる「全農地に対する担い手が

業委員会 鶴田利次、 武田大三郎 「知事感謝状を授与された皆さ 山子凱雄(三好市農 (美馬市農業委員会)

農業委員の皆様をはじめ関係

あぜ道 の 声

齢は0・9歳上昇して6・8歳に、年0-0年)より、約9割減少、平均年 になった。 面積は118 h4増加し、4,582 ha 合が約6%に、また、耕作放棄地の 齢別農業就業人口は65歳以上の割 島県の農業就業人口は前回調査(2 ンサス」の調査結果が発表され、徳 昨年11月に「2015年農林業セ

が公の調査で明らかとなった。 題である「農業就業人口の減少」「農 **美者の高齢化」「耕作放棄地の増加** 全国的にも同じような傾向であ まさに、最近の農業・農村の課

され、安心・安全な国産農産物の生 むことが懸念される。 産減少や農村地域の疲弊が一層准 税の削減、その他品目で関税が撤廃 さらにTPP協定交渉が大筋合意 重要5品目の輸入枠の設置や関

めの農林水産業への転換」や「経営安 ているが、効果のほどは未知数であ 定・安定供給への備え」を進めるとし 国はTPP関連政策大綱の中で「攻

であり、今後の検討課題となってい を確保できる仕組みづくりが必要 実施していただきたい。 制度の導入」などを早急に具体化 格・流通制度の見直し」、「収入保険 る「人材力強化対策」、「生産資材価 強化を図るためには、安定した収入 担い手の育成・確保、農業の体質 Ĥ

置されていた農業委員を対象とし

業者員会については、本事業で措

500万円·対前年5億5700 (一)機構集積支援事業(22億2千 平成28年度農業委員会関係予算の概要 農業委員会等組織関係予算

00万円の減額となった。 みとなったため、対前年5億57 2500万円が措置された。 しか ニューを盛り込み、事業費は22億 道府県機構を対象とした研修」メ 業会議所事業費の統合による「都 ワーク機構(全国農業会議所:以下 とともに、全国農業委員会ネット 質向上に向けた研修」を拡充する 機構(都道府県農業会議、以下「都 都道府県農業委員会ネットワーク 情報更新・システム維持管理」と、 して大きな不用額を計上する見込 し、平成26年度27年度と2年連続 及び農地利用最適化推進委員の資 道府県機構」。)による「農業委員 「全国機構」。)を対象とした全国農 農業委員会による「農地台帳の

されている。 法第43条第1項名号に掲げる都道 では改正農業者員会法を踏まえ、 段階の変更はなく、都道府県段階 よう事業実施要綱の見直しが検討 府県機構の業務推進に活用できる ただし、新たな制度に基づく農 なお、事業内容は、農業委員会

新設された農地利用最適化交付金 費からは外すことになる。 に移管するため、 「実働に応じた対価」(手当)を 本事業の対象経

億1800万円·前年同額 (二) 農業委員会交付金(継続:47

する」場合は、農業委員会交付金 委員が「なお従前の例により在任 では、支出項目に「農地利用最適 00万円で前年度と同額を措置。 (※ただし、4月1日以降も農業)使途は平成27年度と同様 推進委員」の手当が追加された 農業委員会至父付金は、47億18 新たな制度に基づく農業委員会

【農業業者員会交付金の使途イメージ】

~2 1 3 ①農業委員の報酬 業務費 職員の設置費 新設) 農地利用最適化推進委員の報酬 農業委員の報酬 業務費 職員の設置費 平成二十八年度 平成二十七年度

農業者長会交付金の使途は、平成 ※平成28年度以降も く農業委員が在任している場合の 旧法に基づ

> ※④の業務費は、「農地等の利用 27年度と変更なし。 関係に関する調査及び資料の整備 に係る経費

会全体の約2割=320季員会 の実施主体は平成28年度中に新た 新規で確保された。本交付金事業 もので、総額1億6100万円が 員の活動にかかる経費を交付する 農地利用の最適化を進めるため農 な制度に移行する農業委員会が対 業委員及び農地利用最適化推進委 担い手への農地利用集積など (平成28年度は全国の農業委員

メージ 【農地利用最適化交付金の交付のイ

(新法) (旧法) 農業委員·最適化推進委員報酬 農業委員報酬 最適化交付金 月額報酬 月額報酬 一般財源 -般財源 農委交付金 農委交付金

19億6100万円) (三)農地利用最適化交付金 顡

となっている。

慎重に対応すること。

ワーク機構負担金(組替え新規 5億1400百万円 (四)都道府県盤墨業客員会ネット

負担金からの組替え 都道府県農業会議会議員手当等

度1089億3200百万円)

が

措置された。

にかかる経費(人件費、旅費等) 地法に規定された業務を行うため が措置された。 費は前年同額の5億1400万円 を国が義務負担するもので、事業 都道府県ネットワーク機構が農

8100万円・前年同額 (五) 農地調整費交付金 継続

が措置された。 予算で、前年同額の8100万円 の調査・調整等を支援するための 都道府県が行う農地の利用関係

算定に「活動」と「成果」の双方 の評価を用いる方向で検討中。 ※農水省は、最適化交付金の配分

進委員に対しては、 ※農業委員及び農地利用最適化推 各市町村の

等の一部に充当する場合は、交付 することが考えられる。 填が必要となる可能性があるため、 合に、当該市町村の一般財源で補 ※なお、最適化交付金を月額報酬 金の配分額が申請額を下回った場 「費用弁償条例」に基づいて交付

二.農地中間管理機構による農地 集積·集約化予算

措置となった。 支援するため、機構の事務費(定 間管理機構事業は13億1100万 理・保全経費を盛り込んだ農地中 額補助)、農地の賃料、農地の管 の農地集積・集約化の加速化を 農地中間管理機構による担い手 (前年度72億1800万円) 0

農地の大区画化等を進める事業費 構集積協力金交付事業には45億9 地の出し手に対する支援となる機 なり912億5100万円 100万円を措置。 また、農地中間管理機構への農 関連対策に位置づけられている 農業農村整備事業での実施と

改善事業は、現場のニーズを反映 し122億7400万円が措置さ なほ場整備を進める農地耕作条件 の除去や暗湿管の設置など、簡易 施されている地域を対象に、畦畔 併せて、農地中間管理事業が実

支援を行う特定地域農地流動化交 けた場合、農地の受け手に一定の 等の条件のよくない農地を借り受 付金事業は措置が見送られた。 して打ち出されていた中山間地域 なお、概算要求時に新規事業と

田中

全国農業委員会会長代表者集会が開催

月後に迫るなか、集会には農業を 集会を開いた。 27年度全国農業委員公云長代表者 改正農業委員会法の施行が4ヶ 全国農業会議所は平成27年12月 東京都日比谷公会堂で平成

パネル討議も行われた。 農委会活動の強化をテーマとした が結集。農地利用最適化に向けた 員会の会長・代表者ら1500人 議した。また、農地の利用集積と 平洋連携協定(TPP)の大筋合 基本農政の確立と施策推進、環太 取り組み強化の申し合わせのほか、 **怠を踏まえた要請を満場一致で決**

内容の周知徹底や法施行に向けた 後の組織対応を取りまとめ、 会議では、改正法成立を受けた今 全国農業会議所及び徳島県農業



組織体制の整備・活動強化を農業 委員会組織関係者に呼びかけてい

り」などを活用した管内農業者へ 度予算編成に反映させるための所 関する説明及び「農業委員会だよ 定数条例案の市町村議会への提出 対する改正内容や具体的手続きに 取り組みの重点は、①農業委員に 要の手続きの実施の4項目。 の周知、②農業委員・推進委員の ◆市町村農業委員会段階における 検討・策定、④関連予算を新年 利用最適化推進指針の策圧含む) ③平成28年度活動計画

推進が法令業務に位置づけられ、 層の取り組み強化が求められている。 ※改正法では、農地利用の最適化の せて5万人から5万5千人(市町 い手への農地利用集積や遊休農地対 は5万7千人)を目指している。 村合併前(平成16年)の農業委員数 保目標も掲げており、両者を合わ に向け、農業者員と推進委員の確 要請事項の合わせて4議案を決議 代表者集会では、申し合わせと 農地利用最適化の取り組み強化 農業への新規参入支援などの一

組み強化に関する申し合わせ決 「農地利用の最適化に向けた取 ①農地利用の最適化

> たな農業委員会組織・活動の体制 関に対する意見提出の徹底、 の確保・育成を目指す総合的な経 に向けた取り組み強化、②担い手 強化の4項目 営対策の取り組み、③関係行政機 (4)新

ども盛り込まれている。 の登用に向けた取り組みの徹底な と女性・青年農業者、認定農業者 最適化推進委員の十分な定数確保 力で取り組むことを申し合わせた。 規就農者など新たな農業のパー 掘り起こし活動の強化、企業や新 農地利用の総点検、認定農業者の 積や農地パトロールによる地域の を積極的に活用した農地の面積集 れら地域の実践活動に引き続き全 ナーづくりの推進などを掲げ、こ このため、農業委員と農地利用 具体的には、農地中間管理機構

7項目を提起した。 の整備、東日本大震災・原発事故 消費税率引き上げに伴う納税環境 確立と施策推進に関する要請決議 農村の再構築に向けた基本農政の 見を積み上げて集約した「農業・ 踏まえ、農業・農村現場からの意 安心対策、国産農産物の輸出促進 の三つの対策に、食の充実と安全・ ◆平成28年度予算概算要求決定を 組織の体制と機能の強化を加えた への万全な対応、農業委員会系統 農地・経営・地域振興

利用集積の円滑な実施に向けた推 ◎農地対策では、 機構による農地

阜県で開催される予定。

次年度の担い手サミットは、

進体制の整備と財政措置、

女性農業者の経営参画支援などを

を盛り込んだ。 ◆集会終了後は、政府・与党に対

すとともに、 農業委員会関係予算 地方キャラバンなどを通じてTP 開した。要請を受けた森山農相は、 する代表要請や都道府県ごとに地 の確保に理解を示した。 Pの不安払拭を徹底する考えを示 兀選出国会会議員への要請活動を展

ど農地転用規制の厳格化を明記。 地ナビの適切な運用に向けた支援 就農給付金と農の雇用事業の法定 策の充実や水田フル活用に向けた 遊休農地対策・基蒰整備予算の確 化の検討、農業者年金の運用改善、 生産振興対策の強化に加え、青年 ◎経営対策では、経営所得安定対 指定市町村制度の適正運用な 全国農

支払など地域を支え守る施策の確 都市農地保全対策の確立などを掲 実な実施、鳥獣被害対策の強化、 ◎地域振興対策では、日本型直接

響の精査と食料・農業・農村基本 日本型直接支払の拡充・強化など 強化対策、中山間地域に配慮した 計画の目標との整合性の検証、 定対策の構築、担い手の経営体質 えた要請決議」の柱は4項目 「再生産可能」となる経営所得安 国内農業と国民生活に与える影 「TPP交渉の大筋合意を踏ま

全国農業担い手サミット

あり、 業者など各世代の男女農業者が登 として、受賞者や次世代を担う宮 さん(宮崎県宮崎市)、法人経営 それぞれの熱い想いが語られた。 農業経営について、現地視察が行 スに分かれ、宮崎県内の特色ある す農業の姿や農業の未来について 崎農業を牽引してきたベテラン農 者、夫婦で共に頑張る農業者、宮 をテーマに、宮崎県内の若手農業 ろう未来を・受け継ごう今を! セージが発信された。 続いて 「語 崎県内の若手農業者から3分間メッ 表彰され、審査講評が行われた。 県高岡市)、集落営農部門では 彰式典(農林水産大臣賞表彰) ト・いみやざき」が開催された。 まり、「第18回全国農業担い手サミッ 業者及び関係者約1700名が集 崎市民文化ホールで全国の認定農 ンセプトに、 担い手のメッセージ 体部門では(有)中山農産(富山 その後、 (農) 上直海 (新潟県上越市) 2日目は宮崎県内8エリア33コー 農業の無限の可能性を信じて~」 開会後、まず全国優良経営体表 平成2年11月に宮崎県宮崎市宮 パネルトークが行われ、目指 個人経営体部門では福田誠 「未来を語ろう」をコ が が

いて具体的な意見を提出

③事業報告・収支決算の承認等

開催:通常総会は事業

第七章 事務局等

徳島県農業会議臨時総会を開催

が承認されました。 合同庁舎で徳島県農業会議第106回臨時総会を開催し、徳島県農業会議は、平成28年11月18日、徳島市の県徳島 般社団法人に移行に伴う徳島県農業会議「組織変更計画」

県農業会議」として設立登記を行うことになりました。 改正農業委員会法施行日の4月1日に「一般社団法人徳島 業委員会ネットワーク機構の指定申請・指定などを経て、 今後、組織変更の公告、債権者への催告、県知事への農 組織変更計画の概要を紹介します。

【徳島県農業会議「組織変更計

総則

第1条 名称:一般社団法人徳島 県農業会議

第3条 目的:農業委員会の事務 第2条 事務所:主たる事務所を 徳島市に置く

農業生産力の増強及び農業経営 の合理化を図り、農業の健全な 発展に寄与する の効率的かつ効果的な実施及び

第4条 業務:農業委員会相互の が行うとされた業務等。農地等 連絡調整ならびに農業委員会の 利用最適化推進施策の改善につ り農業委員会ネットワーク機構 農地法その他の法令の規定によ その他農業著員会に対する支援。 及び職員に対する講習及び研修 委員、農地利用最適化推進委員

第6条 構成員 第章会員

① 普通会員 目的・業務に賛同 する個人・団体

個人:農業委員会会長、 学識

第8条 入会:原則、申し込みを ②賛助会員目的・業務に賛助 受け、理事会の承認 し、業務を推進する個人・団体 団体:市町村、農業関係団体

第9条 経費等の負担:会員の会 費納入義務 普通公百貝のうち、農業委員会会 会長は理事会の承認は不要

第 14 条 第13条 構成:普通会員で構成 第三章総会 ②定款・業務規程の変更 ①理事・監事の選任・解任 個人会員は会費納入を免除

> 第24条 第四章 役 員 年度終了後3ヶ月以内 8人以上12人以内 2人以上3人以内 役員の設置

第28条 役員の任期:選任後2年 以内に終了する通常総会の終結

第五章 理事会

第33条 第34条 権限 ①総会の招集・附議すべき事項 構成:すべての理事

②諸規程の制定・改廃 ③会長、副会長、専務理事の選 定·解職

④事業計画・収支予算の設定

第42条 任務 第八章 常設番議委員会 ②法第53条第1項に規定する ①法第43条第1項第7号に規 定する農地法等の業務

第43条 常設審議委員:会長・副 うちから理事会の了承を得て選 員又は普通会員の会員代表者の 会長・専務理事のほか、普通会 「意見の提出」の業務

会長、副会長、専務理事は理 役員の選任:総会の決議 第53条 会計原則:一般に妥当と 第58条 解散:総会の決議その他 第57条 定款の変更:総会の決議 「第八章 資産および会計」 第九章定款の変更及び解散 によって変更することができる 法令で定められた事由により解 認められる会計の慣行に従う

第十章 雑 則

事会の決議で理事の中から選

第62条 法令の準拠:定款にない 第61条 細則:事務運営上必要な その他の法令に従う 事項は、すべて一般社団法人法 細則は、理事会の議決を経て、 会長が定める

2 この法人の最初の会長は、 附則 1 この定款は、平成28年4月1 寺井正邇とする。 日から施行する。

、改正農業養員会法

とができる。 うものを、その申請により、 できる。 (法第42条) 又は一般財団法人であって、 を変更し、一般社団法人となるこ 府県に一を限って指定することが ○都道府県農業会議は、その組織 **業委員会ネットワーク業務」を行** 「改正農業委員会法」では、)都道府県知事は、一般社団法人

31条第2項)

をするには、組織変更計画を作成 附則第33条第1項 認を受けなければならない。 ○都道府県農業会議は、組織変更 して、総会の決議により、その承

員会ネットワーク機構)の定款と となった徳島県農業会議(農業表 画」が、施行日に、一般社団法人 ○したがって、この「組織変更計 条第2項)、となっている。 たものとみなす。 (法附則第34 の)定めに従い、会則の変更をし 議は、施行日に、 ○組織変更をする都道府県農業会 (組織変更計画

組織変更くだって

う公告・債権者への催告 ワーク機構として指定(法附則第 31条第1項)を行い、 ワーク機構の指定申請(法附則第 第13条第8項)を経て、 づき、総会で決議いただいた後、 ○徳島県知事が農業委員会ネット ○徳島県農業会議の組織変更に伴 ○徳島県知事に農業委員会ネット 〇法附則第33条第1項の規定に基 「組織変更計画」は、 (法附則

に設立登記を行うこととなる。 更(法附則第3条第1項)、同時 28年4月1日をもって、一般社団 法人徳島県農業会議として組織変 〇改正農業委員会法施行日の平成

な実施について地に対する措置の計画的農業委員会が行う遊休農

2

利用意向調査

手順に基づき、計画的に遊休農地 されていたが、今後は次のような これまでも指導通知が国から発出 施する農地中間管理機構との協 月以内に回答がない場合等に実 者等に対する利用意向調査法第 査(法第30条)、②遊休農地の所有 ない遊休農地に対する措置は、① て指導通知が発出された。 に対する措置を実施するよう改め 議の勧告(法第36条)となっており 全農地を対象とする利用状況調 く農業委員会が行わなければなら 農地法(以下「法」という。)におい 条)、③利用意向調査から6ヶ る必要がある。 る。

1 利用状況調査

会の議決により「農地」に該当しな その土地を農地と復元しても継続 度が著しく劣っている農地 ②周辺の農地と比較して利用の程 ①1年以上耕作されず、かつ、今 施し、遊休農地の判定を行う。 の農地について利用状況調査を実 い旨判断を行う。 について」第四に基づき、農業委員 込まれる場合は、「農地法の運用 (注)森林の様相を呈している又は 後も耕作される見込みがない農地 して利用することができないと見 農業委員会は毎年8月頃に、次

として、利用意向調査書を発出す までの範囲で回答期限を設定す 年の利用状況調査に合わせて円 に、1の利用状況調査により遊休 滑に実施できるよう、翌年1月末 から6ヶ月経過後の現地確認を翌 農地と判定された農地等を対象 農業委員会は毎年11月末まで 所有者等の意思の表明 状況を確認する。 たものについて、耕作の再開、

その際、

等については、平成28年2月末まで 用状況調査に合わせて実施され 後の現地確認が平成28年度の利 に利用意向調査書を発出し、所 るよう適切な回答期限を設ける。 有者等の意思表明から6ヶ月経過 査で遊休農地と判定された農地 なお、平成27年度の利用状況調

3 農地の利用関係の調整

があった場合は、速やかに農地中 理事業を利用する旨の意思表明 その際、所有者等から農地中間管 他農地の利用関係の調整を行う。 利用意向や、地域の営農計画等 間管理機構にその旨を通知する。 を勘案しつつ、必要なあっせんその 査の結果表明された所有者等の 農業委員会は、2の利用意向調

4 農地中間管理機構との協議

の勧告 農業委員会はの利用状況調査

> うかについて、翌年8月頃に行う利 中間管理機構との借入協議又は 地の所有者等からの農地の利用 地台帳等により権利の設定等の 認するとともに、必要に応じ、農 用状況調査に合わせて現地を確 権利の設定・移転等が行われたど の増進を図る旨の意思表明があっ を実施した農地であって、当該農 農地 5 ③当該農地の所有者から農地

までに農地中間管理機構と協議 8月頃に行う利用状況調査の際 の表明がない農地についても、翌年 月を経過しも所有者等から意思 議を行うよう勧告する。 されていない場合は、その年の11月 で表明された意思のとおりに実行 に現地確認を行った上で、11月末 末までに農地中間管理機構と協 利用意向調査を行った日から6ヶ その結果、前年の利用意向調査

の農地の農業上の利用を行う意 農地中間管理機構との協議の勧 管理機構との協議を勧告する。 当該年の11月末までに農地中間 思がない旨の表明があったときは、 して、当該農地の所有者等からそ を行うよう勧告する 告の対象としない。 また、利用意向調査の実施に際 いし、次の掲げるものについては

②農地中間管理機構の事業規程 ①当該農地が農業振興地域内に

> 取得する農用地等の基準に適合 に定められた農地中間管理権を 者等へ通知したとき しない旨を農業委員会及び所有

う旨の意思が表明され、それが継 続しているとき 間管理機構に対して貸付けを行

遊休農地に関する措置の報

農業委員会等は、利 に関する措置について 用状況調査、利用意 これらの手順に沿った遊休農地

年1月末までに国に までに県に報告する。 容を取りまとめて、 業委員会等の報告内 施状況を毎年12月末 報告する。 向調査及び勧告の実 また、県は管内の農 毎

指導していない 地に関する措置を 6 適切に遊 休農

当該農業委員会に対 していない農業委員 果、適切に遊休農地 員会からの報告の結 会が確認された場合、 に関する措置を実施 県は管内の農業委

> 等が適切に遊休農地に関する措 導する。なお、国は、農業委員会 適切な事務実施を行うことが求め 実施しない理由の公表、②地方自 農業委員会等の名称・実施状況・ 等を実施する可能性があるので、 委員会交付金等の配分への反映 治法に基づく是正要求、③農業 置を実施していない場合には、 早急に改善するよう厳しく指 (1)

(田中)

意向どおりに実施 されているかどう 勧告期限 かの確認等 翌年の利用状況 調査を活用 12月末 報告

遊休農地に関する措置の流れ 利用状況調査 利用意向調査 意向の表明期限 の実施 書の提出 6ヶ月 12月末 報告 利用意向調査 書の提出 利用状況調査 の実施 (新規発生 遊休農地) (翌年分)

地転用許可制度の一部改正 営農型太陽光発電設備の農

あり、転用についても3年間の 与えないこと等の確保が必要で ける営農の継続、営農に支障を 技術の開発が見られる。 営農を継続しながら上部の空間 に太陽光発電設備等を設置する 時転用に限られている。 このような発電設備の設置に 最近、 発電設備の下部の農地にお 農地に支柱を立てて、

施行するとした。 改正し、平成27年12月25日から 上の取扱いについて」の一部を 等についての農地転用許可制度 営農を継続する太陽光発電設備

この度、国は「支柱を立てて

おりである。 改正された主な内容は次のと

1. 一時転用許可

ること。 処理基準や運用通知等で確認す な利用の確保に支障がないよう 地の農業上の効率的かつ総合的 あることを踏まえ、これらの農 な営農条件を備えている農地で 甲種農地及び第1種農地が良好 ①許可権者は農用地区域内農地

れるよう、農作物の栽培におい 農地の良好な営農条件が継続さ ②支柱の高さについては、 効率的な農業機械等の利用 当該

> を確保していると認められるこ 行うことができる高さ(最低地 作業を必要としない場合であっ が可能な高さ(農業機械による 上高おおむね2メートル以上)) ても、農業者が立って農作業を

意する。 められること。特に農用地区域 ③位置等からみて、営農型発電 す恐れがないよう次のことに留 域整備計画の達成に支障を及ぼ 内農地においては、農業振興地 設備の周りの農地の効率的な利 に支障を及ぼす恐れがないと認 農業用用排水施設の機能等

置づけられた土地改良事業等 率的かつ総合的な利用に支障 率化その他土地の農業上の効 農用地の集団化、農作業の効 の施行や農業経営の規模の拡 を及ぼすおそれがないこと。 大等の施策の妨げとならない 農用地区域内農地における 農業振興地域整備計画に位

あること。 電気事業者と転用事業者が連携 することとされている場合には、 を電気事業者の電力系統に連携 ④事業計画において、 に係る契約を締結する見込みが 発電設備

ていない場合

電設備の設置が原因とはいえな ⑤転用期間において、 いやむを得ない事情により単収 営農型発

合には、その事情及びその他の 年の営農状況を十分勘案して判 の減少等が見られる年がある場 断すること。

2 許可申請

り組んでいる者の事例 して営農型発電設備の設置に取 製造業者等)の意見書又は先行 知見を有する者(例えば、普及 関による調査結果等)、必要な 連データ(例えば、試験研究機 響見込み及びその根拠となる関 下部の農地における営農への影 ①営農型発電設備の設置による 試験研究機関、設備の

3

ものとする。 については次のとおり報告する ①生産された農作物に係る状況

が収穫されている場合 び品質について報告する。 の栽培が行われているが、そ 下部の農地において農作物 下部の農地において農作物 収穫された農作物の収量及

及び同じ生育段階にある農作 について報告する。 物と比較した場合の生育状況 収穫が行われていない理由

4 転用事業の進捗状況の把握

及び申請者に対する指導

処理要領の制定についてにより、 農地転用許可後の転用事業の進

5 うことが望ましい。

とがないようにすることが望ま するような作物転換等をするこ 置を契機として農業収入が減少 た農地の農業上の効率的な利用 を図る観点から、当該設備の設 また、良好な営農条件を備え

> 野菜を中心とした農業経営に転 年に、ネギやキャベツ等の露地 合経営を営んでいたが、平成18



捗状況を把握するものとする。 許可権者は、農地法関係事務

で平成27年度全国優良経営体表

平成27年11月月宮崎県宮崎

優良認定農業者表彰される

設の設置については農閑期に行 事業を行うものであり、当該施 これに支障を与えないよう発電 地において営農を継続しつつ、 営農型発電設備は、下部の農

した。

(有)柴生農園は、平成9年に 水稲とブロッコリーの複

合支援協議会会長賞を受賞しま

は阿波市の(有)柴生農園が法人 彰伝達式が行われ、徳島県から

経営体部門で全国担い手育成総

(田中)

術を確立したことにより、京阪 約を結び有利販売を行っている。 神の加工・業務用業者と直接挈 換し、規模拡大を行ってきた。 ギの産地が形成された。 体制も整備されなど、カットネ 業務用業者にグループ出荷する 法人が増加し、京阪神の加工・ 用カットネギを栽培する農家・ 培の成功により、周辺では業務 を主体とし、周年栽培の生産技 ネギ栽培は業務用カットネギ (有) 柴生農園のカットネギ栽

さんは、 いです」と熱く語った。 い、地域農業の活性化に努めた 就農者にも斡旋、栽培指導を行 事業も活用し、規模拡大に努め ています。農地については新規 (有) 柴生農園代表の小川博司 「現在、農地中間管理

笹賀

政策金融公庫から

支援に努めています。 催など、農業者の皆様の経営改善 融資や各種情報提供、商談会の開 当公庫は、スーパーL資金等の (日本公庫) 徳島芝店です。 こんにちは。日本政策金融公庫

016が開催されます アグリフードEXPO大阪2

催のアグリフードEXPO大阪2 016が開催されます。 アジア太平洋トレードセンター (大阪市住之江区) で、当公庫主 2月18・19日の2日間、 A T C

約300、 加工食品に限定した商談会として 11法人・団体が出展を予定してい 徳島『温農業法人協会の会員など、 万5千人にのぼるイベントです。 は国内最大級のもので、出展者は 今回徳島県からは、全国のバイ への販路の開拓を目指して、 来場者は2日間で約1

には、入場に必要な特別招待状を 展の参考のため等ご興味のある方 機会と思われますので、将来の出 ている方にとり、とても有意義な 販路の拡大が経営の課題となっ

お申し出ください。 文末の問い合わせ先にお気軽に

ス―パ―L資金の実質無利子

よる実質無利子化措置(融質後5 計画を策定した場合に必要な資金 した。 年間)が講じられることになりま 体が新たに攻めの経営展開を行う に成立した平成27年度補正予算で、 パーL資金については、1月20日 に対する特例として、 利子助成に 「人・農地プラン」の中心的経営 認定農業者向け資金であるスー

要望にお応えすることはできませ れており、残念ながら無制限にご 様に予算の制約上融資枠が設けら が、これまでの無利子化措置と同 からスタートすることになります (2月上旬と見込まれています) ?成を行う機関が決定した時点

早めに公庫又は県内の受託金融機 利用希望がある方は、なるべく このため、ご相談をお受けし、

この実質無利子化措置は、利子

ることになりますので、本措置の ら順番に無利子化措置の対象とす 融資対応が可能と判断された方か

関にご相談ください。

青年等就農資金について

なく、就農後5年以内に必要とな 金制度です。 規就農者にとって極めて有利な資 る運転資金も利用可能な、認定新 担保・無保証で、設備投資だけで に創設された、無利子かつ実質無 青年等就農資金は、平成26年度

とになりますが、平成28年度も引 ては、4月1日以降に融資するこ てしまいました。 度予算での融資枠はすべて消化し 幅に増加し、現時点で、平成27年 続き高水準の資金需要が見込まれ このため、今後のご相談につい

うえで、なるべく早めに公庫又は 県内の受託金融機関にご相談くだ このことをご承知おきいただいた 本資金のご利用をご希望の方は、

お問い合わせはこちらまで 本政策金融公庫

徳島市中洲町1-58 徳島支店農林水産事業 088(656)6880

営業時間

9時~17時

女性農業委員インタビュ



んにお話を伺いました。 小松島市農業委員の湯浅友子さ

このため、全国的に利用者が大 友子さん。 思っています」と語るのは湯浅 ません。農業での女性の地位の 性農業委員では最年長かもしれ からサポートするのが役割だと のではなく、リーダー達を後ろ 向上を訴えますが、前面に立つ 「今年で80歳になり、県内の女

東とくしま・小松島支部の女性 組んだという。 行う介護事業に力を入れて取り 部長を務め、その際に女性部で 会役員も務める。過去にはJA 長で、徳島県女性農業委員協議 で現在4期目。 湯浅さんは小松島市農業委員 農業委員会副会

たんです」と当時を振り返る。 とはないかと考え、同じ思いを 苦労の中で誰かのためになるこ に参加し、 JA徳島市で始まった介護事業 している人の手助けをしたかっ 「認知症の義母を介護していた 色々な苦労がありました。 人手が足りない田舎

> 身体と心を支え続けた。 A東とくしまでも介護事業が始 でもらったという。その後、 は家事援助として得意の料理を 極的に介護に回った。その際に に住むお年寄りの家を中心に積 振る舞い、多くの利用者に喜ん 約10年間の間、高齢者の J

力を入れたいと意気込む。 り、これからは高齢者だけでは 親を介護する家が多くなってお 麥員協議会の農業者婚活バスツ なく、彼らの婚活の手助けにも 最近では独身男性農業者が 昨年9月に、徳島県女性農業

に呼びかけ、2名が参加するこ とになった。 「徳島県女性農業委員協議会の ツアーでは、収穫体験の補助

の独身男性農業者参加を積極的 アーが開催された際には、

地元

と美しくなるような景観作りを ことです。来年の活動は耕作放 の抱負を語った。 すすめていきたいです」と今後 業活性化へのアプローチを行う 役割は、女性の視点から見た農 の盛り上げ役として貢献した。 を行い、カップル成立への現場 棄地に花を植えて、 地元がもつ

つ子さんにお話を伺います。 >働きは輝きを増している。 会長の足下を支えるベテラン 次は鳴門市農業委員の齊藤は

徳島県農業会議等の行事予定

心山水及木五城寺の门子」た											
	会議等の行事予定	場所	対 象 者								
1 月											
21日	徳島県農業会議第424回常任会議員会議	ホテル千秋閣	常任会議員等								
23日	新・農業人フェアー	大阪マーチャンダイズ・マート	新規就農希望者								
27日	業務システム・財務会計ソフト操作研修会	TKP市ヶ谷カンファレンスセンター	都道府県農業会議担当者								
29日	徳島県農業法人協会20周年セミナー	ホテル千秋閣	農業法人協会会員								
2 月											
2日	都道府県農業会議事務局長会議	参議院議員会館	都道府県農業会議事務局長								
2日	農業委員特別研修会	徳島グランヴィリオホテル	農業委員等								
8日	「農の雇用事業」担当者会議	主婦会館プラザエフ	都道府県農業会議担当者								
9日	経営継承コーディネートチーム会議	南部県民局美波庁舎	継承希望者、関係機関等								
10日	都道府県農業会議会長会議	蚕糸会館	都道府県農業会議会長								
12日	徳島県農業会議役員会·監査委員会	徳島グランヴィリオホテル	農業会議役員·監査委員								
13日	新・農業人フェアー	池袋サンシャインホテル	新規就農希望者								
18日	農地情報公開システム研修会	TKP市ヶ谷カンファレンスセンター	都道府県農業会議担当者								
19日	徳島県農業会議第425回常任会議員会議	徳島グランヴィリオホテル	常任会議員等								
19日	徳島県農業会議総会	徳島グランヴィリオホテル	農業会議員								
23日	安2認証制度管理責任者・検査員研修会	ホテル千秋閣	生産農家、関係機関								
24日	オーガニックフェスタ/新規就農相談会	アスティ徳島	一般来場者								
26日	農地情報公開システム研修会	徳島グランヴィリオホテル	農業委員会職員								
3 月											
9日	第12回女性農業委員活動推進シンポジウム	浅草公会堂	女性農業委員等								
18日	徳島県農業会議第426回常任会議員会議	徳島合同庁舎AB会議室	常任会議員等								
19日~21日	(事務所引っ越し作業)	-	_								

農地法第4条・第5条転用許可面積

114/4- 2

農家の所得税

														申 亚: m
	住 宅	植	林	倉	庫	資櫃場	駐車場	農用施設	道	路	工場	砂採取	その他	合 計
10月	14,064		0		287	11,623	11,256	0		78	2,313	0	54,545	94,166
11月	20,752		0		0	12,887	12,081	1,677		0	3,505	0	60,822	111,724
12月	10,587		889		234	13,218	7,846	3,714		378	323	0	45,941	83,130
計	45,403		889		521	37,728	31,183	5,391		456	6,141	0	161,308	289,020

月)のとおりとなりました。可面積は左表(10月~12法第4条・第5条の転用許議員会議で処理した農地徳島県農業会議常任会 月可法議

2, A5判405頁 9 0 0 円

携わる税理士、市町村、農業委 員会、JAに、ぜひ常備して にだきたい1冊です。 青色申告農家や農家の指導に

盛り込みました。

金や教育資金の贈与、 (少額投資非課税制度)

新たに

明したもので、理解しやすくす 家に関係の深いものについて説 の仕組みや手続などのうち、 号制度) のほか、住宅取得等資 日常の農業経営の中で関係する マイナンバー ては所得税の全容の理解に役立 るために問答式としています。 つように配慮してあります。 こ思われる疑問について網羅的 取り上げ、設問や配列にあたっ 所得税に関する計算 (社会保障・税番 N I S A 農







購読 発 お申込みは農業委員会 行料 月 額 毎週金曜 7 0 0 円

的利益代表機関である農業委員 農村と都市の絆を強めるため 業専門紙です。農業委員と農 会系統組織が発行する週刊の農 大に努めましょう。 「かけはし」として、 農業者と地域住民・消費者 普 及 •

業

拡の

の所得税

問

答集

新訂版

蚁 紹介

全国農業新聞の 買及拡大を

全国農業新

聞は、

農業者の

 \mathcal{O}

公

新農業委員会のスタートに際して

改正農委法は本年4月1日に施行、新しい農業委員会がス タートする。 農業委員も 公選制から市町村の任命制へと移行 し、仕事も農地等利用の最適化推進が義務となった。本会議 も一般社団法人へ移行し、農業委員会ネットワーク機構として 業務を行う。徳島農業の更なる発展のため、農業委員会と農 業会議の一丸となった取り組みが求められるところだ。(T・M)

徳島県農業会議へのお問い合せ

TEL (088) 678-5611 FAX (088) 655-8364 URL http://www.tokukaigi.or.jp MAIL home@tokukaigi.or.jp